

「健やか親子21（第2次）」指標及び目標の一覧

指標名		ベースライン	直近値	中間評価（5年後）目標	最終評価（10年後）目標	
基盤課題 A 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策	【健康水準の指標】	1 妊産婦死亡率	4.0（出産10万対） （平成24年）	3.4（出産10万対） （平成29年）	減少	2.8
		2 全出生数中の低出生体重児の割合	・低出生体重児 9.6% ・極低出生体重児 0.8% （平成24年）	・低出生体重児 9.4% ・極低出生体重児 0.7% （平成29年）	減少	減少
		3 妊娠・出産について満足している者の割合	63.7% （平成25年度）	82.8% ※ベースラインと調査方法等が異なる （平成29年度）	70.0%	85.0%
		4 むし歯のない3歳児の割合	81.0% （平成24年度）	85.6% （平成29年度）	85.0%	90.0%
	【健康行動の指標】	5 妊娠中の妊婦の喫煙率	3.8% （平成25年度）	2.7% （平成29年度）	0%	0%
		6 育児期間中の両親の喫煙率	・父親 41.5% （平成25年度）	37.7% （平成29年度）	30.0%	20.0%
			・母親 8.1% （平成25年度）	6.4% （平成29年度）	6.0%	4.0%
		7 妊娠中の妊婦の飲酒率	4.3% （平成25年度）	1.2% （平成29年度）	0%	0%
		8 乳幼児健康診査の受診率 （重点課題②再掲）	（未受診率） ・3～5か月児 4.6% ・1歳6か月児 5.6% ・3歳児 8.1% （平成23年度）	（未受診率） ・3～5か月児 4.5% ・1歳6か月児 3.8% ・3歳児 4.8% （平成29年度）	（未受診率） ・3～5か月児 3.0% ・1歳6か月児 4.0% ・3歳児 6.0%	（未受診率） ・3～5か月児 2.0% ・1歳6か月児 3.0% ・3歳児 5.0%
		9 小児救急電話相談（#8000）を知っている親の割合	61.2% （平成26年度）	82.5% （平成30年度速報値）	75.0%	90.0%
		10 子どものかかりつけ医（医師・歯科医師など）を持つ親の割合	<医師> ・3・4か月児 71.8% ・3歳児 85.6% （平成26年度）	<医師> ・3・4か月児 77.8% ・3歳児 89.8% （平成30年度速報値）	・3・4か月児 80.0% ・3歳児 90.0%	・3・4か月児 85.0% ・3歳児 95.0%
	<歯科医師> 3歳児 40.9% （平成26年度）		<歯科医師> 3歳児 48.8% （平成30年度速報値）	3歳児 45.0%	3歳児 50.0%	
11 仕上げ磨きをする親の割合	69.6% （平成26年度）	73.1% （平成29年度）	75.0%	80.0%		
【環境整備の指標】	12 妊娠届出時にアンケートを実施する等して、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握している市区町村の割合（重点課題②再掲）	92.8% （平成25年度）	98.0% （平成29年度）	100%	—	

		指標名	ベースライン	直近値	中間評価（5年後）目標	最終評価（10年後）目標	
<b>基盤課題 A</b> <b>切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策</b>	<b>【環境整備の指標】</b>	13	妊娠中の保健指導（母親学級や両親学級を含む）において、産後のメンタルヘルスについて、妊婦とその家族に伝える機会を設けている市区町村の割合	43.0% （平成25年度）	49.0% （平成29年度）	75.0%	100%
		14	産後1か月でEPDS9点以上を示した人へのフォロー体制がある市区町村の割合	11.5% （平成25年度）	41.8% ※ベースラインと調査方法等が異なる （平成29年度）	50.0%	100%
		15	・ハイリスク児に対し保健師等が退院後早期に訪問する体制がある市区町村の割合 ・市町村のハイリスク児の早期訪問体制構築等に対する支援をしている県型保健所の割合	・市区町村 24.9% ・県型保健所 81.9% （平成25年度）	・市区町村 34.7% ・県型保健所 35.1% ※ベースラインと調査方法等が異なる （平成29年度）	・市区町村 50.0% ・県型保健所 90.0%	・市区町村 100% ・県型保健所 100%
		16	・乳幼児健康診査事業を評価する体制がある市区町村の割合 ・市町村の乳幼児健康診査事業の評価体制構築への支援をしている県型保健所の割合	・市区町村 25.1% ・県型保健所 39.2% （平成25年度）	・市区町村 17.7% ・県型保健所 17.0% ※ベースラインと調査方法等が異なる （平成29年度）	・市区町村 50.0% ・県型保健所 80.0%	・市区町村 100% ・県型保健所 100%
	<b>【参考とする指標】</b>	参1	周産期死亡率	・出産千対 4.0 ・出生千対 2.7 （平成24年）	・出産千対 3.5 ・出生千対 2.4 （平成29年）	—	—
		参2	新生児死亡率、乳児（1歳未満）死亡率（出生千対）	・新生児死亡率 1.0 ・乳児（1歳未満）死亡率 2.2 （平成24年）	・新生児死亡率 0.9 ・乳児（1歳未満）死亡率 1.9 （平成29年）	—	—
		参3	幼児（1～4歳）死亡率（人口10万対）	20.9 （平成24年）	17.8 （平成29年）	—	—
		参4	乳児のSIDS死亡率（出生10万対）	13.9 （平成24年）	7.3 （平成29年）	—	—
		参5	正期産児に占める低出生体重児の割合	・低出生体重児 6.0% ・極低出生体重児 0.0093% （平成24年）	・低出生体重児 6.0% ・極低出生体重児 0.0093% （平成29年）	—	—
		参6	妊娠11週以下での妊娠の届出率	90.8% （平成24年度）	93.0% （平成29年度）	—	—
		参7	出産後1か月時の母乳育児の割合	47.5% （平成25年度）	45.8% （平成29年度）	—	—
		参8	産後1か月でEPDS9点以上の褥婦の割合	8.4% （平成25年度）	9.8% （平成29年度）	—	—
		参9	1歳までにBCG接種を終了している者の割合	92.9% （平成24年度）	98.8% （平成28年度）	—	—
		参10	1歳6か月までに四種混合・麻しん・風しんの予防接種を終了している者の割合	・三種混合 94.7% ・麻しん 87.1% （平成25年度）	・四種混合 96.8% ・麻しん・風しん 91.3% （平成29年度）	—	—
		参11	不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成件数	134,943件 （平成24年度）	139,752件 （平成29年度）	—	—
		参12	災害などの突発事象が発生したときに、妊産婦の受入体制について検討している都道府県の割合	23.4% （平成25年度）	51.1% （平成29年度）	—	—

		指標名		ベースライン	直近値	中間評価（5年後）目標	最終評価（10年後）目標
基盤課題 B 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策	【健康水準の指標】	1	十代の自殺死亡率	・10～14歳 1.3（男1.8/女0.7） ・15～19歳 8.5（男11.3/女5.6） （平成24年）	・10～14歳 1.9（男2.1/女1.6） ・15～19歳 7.8（男11.1/女4.3） （平成29年）	・10～14歳 減少 ・15～19歳 減少	・10～14歳 減少 ・15～19歳 減少
		2	十代の人工妊娠中絶率	7.1 （平成23年度）	4.8 （平成29年度）	6.5	6.0
		3	十代の性感染症罹患率	定点1カ所あたりの報告数 ・性器クラミジア 2.92 ・淋菌感染症 0.82 ・尖圭コンジローマ 0.33 ・性器ヘルペス 0.35 （平成24年）	定点1カ所あたりの報告数 ・性器クラミジア 2.19 ・淋菌感染症 0.54 ・尖圭コンジローマ 0.18 ・性器ヘルペス 0.30 （平成29年）	減少	減少
		4	児童・生徒における痩身傾向児の割合	2.0% （平成25年度）	1.9% （平成29年度）	1.5%	1.0%
		5	児童・生徒における肥満傾向児の割合	9.5% （平成25年度）	8.9% （平成29年度）	8.0%	7.0%
		6	歯肉に炎症がある十代の割合	25.5% （平成23年）	26.3% （平成28年）	22.9%	20.0%
	【健康行動の指標】	7	十代の喫煙率	・中学1年 男子 1.6% 女子 0.9% ・高校3年 男子 8.6% 女子 3.8% （平成22年度）	・中学1年 男子 0.4% 女子 0.4% ・高校3年 男子 3.0% 女子 1.4% ※ベースラインと調査方法等が異なる （平成29年度）	・中学1年 男子・女子 0% ・高校3年 男子・女子 0%	・中学1年 男子・女子 0% ・高校3年 男子・女子 0%
		8	十代の飲酒率	・中学3年 男子 10.5% 女子 11.7% ・高校3年 男子 21.7% 女子 19.9% （平成22年度）	・中学3年 男子 3.6% 女子 2.7% ・高校3年 男子 10.4% 女子 8.0% ※ベースラインと調査方法等が異なる （平成29年度）	・中学3年 男子・女子 0% ・高校3年 男子・女子 0%	・中学3年 男子・女子 0% ・高校3年 男子・女子 0%

		指標名		ベースライン	直近値	中間評価（5年後）目標	最終評価（10年後）目標	
基盤課題 B 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策	【健康行動の指標】	9	朝食を欠食する子どもの割合	・小学6年生 11.0% ・中学3年生 16.3% (平成22年度)	・小学6年生 15.2% ・中学3年生 20.2% (平成30年度)	・小学5年生 5.0% ・中学2年生 7.0%	中間評価時に設定	
	【環境整備の指標】	10	学校保健委員会を開催している小学校、中学校、高等学校の割合	・小学校・中学校 89.7% ・高等学校 86.9% (平成27年度)	・小学校・中学校 91.9% ・高等学校 87.8% (平成29年度)	—	中間評価時に設定	
		11	地域と学校が連携した健康等に関する講習会の開催状況	53.6% (平成25年度)	63.2% (平成29年度)	80.0%	100%	
	【参考とする指標】	参1	スクールカウンセラーを配置する小学校、中学校の割合	・小学校 37.6% ・中学校 82.4% ・その他 1,534箇所 (平成24年度)	・小学校 58.6% ・中学校 88.4% ・その他 2,233箇所 (平成28年度)	—	—	
		参2	スクールソーシャルワーカーの配置状況	784人 (平成24年度)	2,041人 (平成29年度)	—	—	
		参3	思春期保健対策に取り組んでいる地方公共団体の割合	・自殺防止対策 19.1% ・性に関する指導 41.1% ・肥満及びやせ対策 17.9% ・薬物乱用防止対策 24.6% (喫煙、飲酒を含む) ・食育 48.0% (平成25年度)	・自殺防止対策 26.7% ・性に関する指導 44.0% ・肥満及びやせ対策 23.4% ・薬物乱用防止対策 29.1% (喫煙、飲酒を含む) ・食育 55.1% (平成29年度)	—	—	
		参4	家族など誰かと食事をする子どもの割合	・小学校5年生 朝食 84.0% ・夕食 97.7% ・中学校2年生 朝食 64.6% ・夕食 93.7% (平成22年度)	同左	—	—	
	基盤課題 C 地域づくり 子ども見守り	【健康標準の指標】	1	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	91.1% (平成26年度)	94.5% (平成29年度)	93.0%	95.0%
			2	妊娠中、仕事を続けることに対して職場から配慮をされたと思う就労妊婦の割合	91.0% (平成26年度)	90.2% (平成30年度速報値)	93.0%	95.0%
		【健康行動の指標】	3	マタニティマークを妊娠中に使用したことのある母親の割合	52.3% (平成25年度)	69.2% (平成30年度速報値)	60.0%	70.0%
4			マタニティマークを知っている国民の割合	45.6% (平成26年度)	58.1% (平成30年度)	50.0%	55.0%	
5			積極的に育児をしている父親の割合	47.2% (平成25年度)	59.9% (平成29年度)	50.0%	55.0%	

		指標名	ベースライン	直近値	中間評価（5年後）目標	最終評価（10年後）目標	
基盤課題C 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	【環境整備の指標】	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健康診査の未受診者の全数の状況を把握する体制がある市区町村の割合</li> <li>・市町村の乳幼児健康診査の未受診者把握への取組に対する支援をしている県型保健所の割合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村 96.7%</li> <li>・県型保健所 33.8%</li> </ul> （平成25年度）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村 36.4%</li> <li>・県型保健所 19.1%</li> </ul> ※ベースラインと調査方法等が異なる （平成29年度）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村 99.0%</li> <li>・県型保健所 50.0%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村 100%</li> <li>・県型保健所 100%</li> </ul>
		7	育児不安の親のグループ活動を支援する体制がある市区町村の割合	28.9% （平成25年度）	37.0% ※ベースラインと調査方法等が異なる （平成29年度）	50.0%	100%
		8	母子保健分野に携わる関係者の専門性の向上に取り組んでいる地方公共団体の割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村 97.9%</li> <li>・都道府県 95.1%</li> </ul> （平成25年度）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村 65.0%</li> <li>・都道府県 59.6%</li> </ul> ※ベースラインと調査方法等が異なる （平成29年度）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村 100%</li> <li>・都道府県 97.0%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村 100%</li> <li>・都道府県 100%</li> </ul>
	【参考とする指標】	参1	個人の希望する子ども数、個人の希望する子ども数と出生子ども数の差	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平均理想子ども数 2.42</li> <li>・平均理想子ども数（2.42）と平均出生子ども数（1.71）の差 0.71</li> </ul> （平成22年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平均理想子ども数 2.32</li> <li>・平均理想子ども数（2.32）と平均出生子ども数（1.68）の差 0.64</li> </ul> （平成27年）	—	—
		参2	不慮の事故による死亡率（人口10万対）	<ul style="list-style-type: none"> <li>0～19歳 3.4</li> <li>・0歳 9.0</li> <li>・1～4歳 2.9</li> <li>・5～9歳 1.9</li> <li>・10～14歳 1.6</li> <li>・15～19歳 5.7</li> </ul> （平成24年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>0～19歳 2.3</li> <li>・0歳 8.1</li> <li>・1～4歳 1.8</li> <li>・5～9歳 1.2</li> <li>・10～14歳 0.9</li> <li>・15～19歳 3.9</li> </ul> （平成29年）	—	—
		参3	事故防止対策を実施している市区町村の割合	56.8% （平成25年度）	5.7% ※ベースラインと調査方法等が異なる （平成29年度）	—	—
		参4	乳幼児のいる家庭で、風呂場のドアを乳幼児が自分で開けることができないよう工夫した家庭の割合	38.2% （平成25年度）	46.5% （平成29年度）	—	—
		参5	父親の育児休業取得割合	1.89% （平成24年度）	5.14% （平成29年度）	—	—

指標名			ベースライン	直近値	中間評価（5年後）目標	最終評価（10年後）目標
重点課題① 育てにくさを感じる親に寄り添う支援	【健康水準の指標】	1	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合 ・3・4か月児 79.7% ・1歳6か月児 68.5% ・3歳児 60.3% (平成25年度)	・3・4か月児 87.9% ・1歳6か月児 78.8% ・3歳児 72.2% (平成29年度)	・3・4か月児 81.0% ・1歳6か月児 70.0% ・3歳児 62.0%	・3・4か月児 83.0% ・1歳6か月児 71.5% ・3歳児 64.0%
		2	育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 83.4% (平成26年度)	81.3% (平成29年度)	90.0%	95.0%
	【行動の指標】	3	子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合 83.3% (平成26年度)	89.4% (平成29年度)	90.0%	95.0%
		4	発達障害を知っている国民の割合 67.2% (平成26年度)	53.2% (平成30年度)	80.0%	90.0%
	【環境整備の指標】	5	・発達障害をはじめとする育てにくさを感じる親への早期支援体制がある市区町村の割合 ・市町村における発達障害をはじめとする育てにくさを感じる親への早期支援体制整備への支援をしている県型保健所の割合 ・市区町村 85.9% ・県型保健所 66.5% (平成25年度)	・市区町村 64.6% ・県型保健所 25.0% ※ベースラインと調査方法等が異なる (平成29年度)	・市区町村 90.0% ・県型保健所 80.0%	・市区町村 100% ・県型保健所 100%
		【参考とする指標】	参1	小児人口に対する親子の心の問題に対応できる技術を持った小児科医の割合（小児人口10万対） 6.2 (参考) 1,013名 (平成24年度)	7.3 (参考) 1,131名 小児人口 15,409,844 (平成29年度)	—
	参2		小児人口に対する児童精神科医師の割合（小児人口10万対） 11.9 (平成25年度)	13.5 (参考) 一般会員 3,516名 内医師会員 2,085名 内訳：精神科医 1,717名 小児科医 327名 その他の医師 41名 小児人口 15,409,844 (平成29年度)	—	—
	参3		児童心理治療施設の施設数 30道府県 38施設 (平成24年)	34道府県 46施設 (平成29年)	—	—
	【参考とする指標】	参4	就学前の障害児に対する通所支援の利用者数 37,505名 (平成25年)	98,585名 (平成29年)	—	—
		参5	障害児支援を主要な課題とする協議体を設置している市区町村数 421 (平成25年)	551 (平成29年)	—	—

		指標名	ベースライン	直近値	中間評価（5年後）目標	最終評価（10年後）目標	
重点課題② 妊娠期からの児童虐待防止対策	【健康水準の指標】	1	児童虐待による死亡数	・心中以外 58人 ・心中 41人 (平成23年度)	・心中以外 49人 ・心中 28人 (平成28年度)	それぞれが減少	それぞれが減少
		2	子どもを虐待していると思われる親の割合	・3・4か月児 0.8% ・1歳6か月児 2.2% ・3歳児 4.4% (平成26年度)	・3・4か月児 7.9% ・1歳6か月児 19.7% ・3歳児 38.9% ※ベースラインと調査方法等が異なる (平成29年度)		
			《修正後》 指標2：体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合	・3・4か月児 95.2% ・1歳6か月児 90.5% ・3歳児 85.5% (参考 平成26年度)	・3・4か月児 92.1% ・1歳6か月児 80.3% ・3歳児 61.1% ※ベースラインと調査方法が異なる (平成29年度)		
	【健康行動の指標】	3	乳幼児健康診査の受診率（基盤課題A再掲）	(未受診率) ・3～5か月児 4.6% ・1歳6か月児 5.6% ・3歳児 8.1% (平成23年度)	(未受診率) ・3～5か月児 4.5% ・1歳6か月児 3.8% ・3歳児 4.8% (平成29年度)	(未受診率) ・3～5か月児 3.0% ・1歳6か月児 4.0% ・3歳児 6.0%	(未受診率) ・3～5か月児 2.0% ・1歳6か月児 3.0% ・3歳児 5.0%
		4	児童虐待防止法で国民に求められた児童虐待の通告義務を知っている国民の割合	61.7% (平成26年度)	52.7% (平成30年度)	80.0%	90.0%
		5	乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）を知っている親の割合	94.3% (平成26年度)	97.3% (平成29年度)	100%	—
	【環境整備の指標】	6	妊娠届出時にアンケートを実施する等して、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握している市区町村の割合 (基盤課題A再掲)	92.8% (平成25年度)	98.0% (平成29年度)	100%	—
		7	対象家庭全てに対し、乳児家庭全戸訪問事業を実施している市区町村の割合	事業実施率 99.0% 対象家庭全てを訪問した市区町村の割合27.5% (平成26年度)	事業実施率 99.6% (平成29年4月1日) 対象家庭全てを訪問した市区町村の割合48.1% (平成28年度)	—	中間評価時に設定
		8	養育支援が必要と認めた全ての家庭に対し、養育支援訪問事業を実施している市区町村の割合	事業実施率 81.2% 対象家庭全てを訪問した市区町村の割合66.9% (平成26年度)	事業実施率 84.8% (平成29年4月1日) 対象家庭全てを訪問した市区町村の割合83.6% (平成28年度)	—	中間評価時に設定
		9	特定妊婦、要支援家庭、要保護家庭等支援の必要な親に対して、グループ活動等による支援（市町村への支援も含む）をする体制がある県型保健所の割合	30.3% (平成25年度)	14.1% (平成29年度)	70.0%	100%

		指標名	ベースライン	直近値	中間評価（5年後）目標	最終評価（10年後）目標	
妊 重 娠 点 期 課 か 題 ら ② の 児 童 虐 待 防 止 対 策	【環境整備の指標】	10	要保護児童対策地域協議会の実務者会議、若しくは ケース検討会議に、産婦人科医療機関の関係職種 （産婦人科医又は看護師や助産師）が参画している 市区町村の割合	12.9% （平成26年度）	14.9% （平成28年度）	—	中間評価時に設定
			《修正後》 要保護児童対策地域協議会に産婦人科医療機関が 参画している市区町村の割合				
		11	関係団体の協力を得て、児童虐待に関する広報・啓発 活動を実施している地方公共団体の割合	54.9% （平成25年度）	61.6% （平成29年度） ※参考：都道府県 85.1% （平成29年度）	80.0%	100%
		12	児童虐待に対応する体制を整えている医療機関の数	1,034か所 （平成28年4月1日時点）	同左	三次と二次救急 医療機関の50%	全ての三次と二次 救急医療機関数
	【指標と参考】	参1	児童相談所における児童虐待相談の対応件数	66,701件 （平成24年度）	133,778件 （平成29年度）	—	—
		参2	市町村における児童虐待相談の対応件数	73,200件 （平成24年度）	106,615件 （平成29年度）	—	—